

第2号様式(第3条関係)

身体障害者診断書・意見書(聴覚・平衡機能、音声・言語又はそしゃく機能障害用)
総括表

氏名	年 月 日生	男女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となった疾病・外傷名	外傷・疾病 先天性・その他()	
③ 疾病・外傷発生日	年 月 日	
④ 参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日		
⑤ 総合所見(再認定の項目も記入)		
[将来再認定 要(軽度化・重度化)・不要] [再認定の時期 1年後・3年後・5年後]		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日		
病院又は診療所の名称		電話
所 在 地		
診療担当科名	科	医師氏名 印
身体障害者福祉法第15条第3項の意見		
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する。 ・該当しない。	障害程度等級についての参考意見 級相当	

- 注 1 口唇・口蓋裂後遺症等によるそしゃく障害に関しては、咬合異常による歯科矯正が必要であるか否かなどについて、歯科医師による診断書・意見書を添付してください。
- 2 障害区分や等級決定のため、東京都心身障害者福祉センターから改めて問い合わせする場合があります。

第4号様式(第3条関係)

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状況及び所見

1 聴覚障害の状況及び所見

(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

右	dB
左	dB

(2) 障害の種類

伝音難聴
感音難聴
混合難聴

(3) 鼓膜の状況

(右) (左)



(5) 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況

有 ・ 無

(注) 2級と診断する場合、記載すること。

(4) 聴力検査の結果(ア又はイのいずれかを記入する。)

ア 純音による検査

	500	1000	2000	Hz
0				
10				
20				
30				
40				
50				
60				
70				
80				
90				
100				
110				

dB

イ 語音による検査(語音明瞭度)

右 % (dB)
左 % (dB)

2 平衡機能障害の状況及び所見

(1) 平衡失調の状況

- ア 末梢性
- イ 中枢性
- ウ その他()

(2) 所見

- ア 閉眼起立 (可・不可)
- イ 開眼直線歩行 10m (可・不可)
- ウ 閉眼直線歩行 10m (可・不可)

3 音声・言語機能障害の状況及び所見

(1) 発声の状況

(2) 意思そ通の程度

- ア 発声はあるが、ほとんど肉親との会話の用をなさない。
- イ 肉親との会話は可能であるが、他人には通じない(診断の際応答が不能である。)
- ウ 日常の会話が可能であるが、不明瞭で不便がある。

4 そしゃく機能障害の状況及び障害の程度

(1) 障害の状況

- ア 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるそしゃく機能障害
- イ 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの
- ウ 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- エ 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの
- オ その他

[]

(2) 障害の程度

- ア そしゃく・嚥下機能の障害の程度
 - (ア) 経口摂取ができないため、経管栄養を用いている（そしゃく機能の喪失3級）。
 - (イ) 経口摂取のみでは十分に栄養摂取できないため、経管栄養を併用している（そしゃく機能の著しい障害4級）。
 - (ウ) 開口できないため又は誤嚥の危険が大きいため摂取できる食物の内容又は摂取方法に著しい制限がある（そしゃく機能の著しい障害4級）。
 - (エ) その他

[]

イ 咬合異常によるそしゃく機能の障害の程度

(ア) 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする（そしゃく機能障害4級）。

(イ) その他

[]

(備考)

(1) 1から4までについては、関係部分の障害について記入すること。

(2) 聴力障害の認定に当たっては、JIS規格によるオーディオメータで測定する。

dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合 $\frac{a+2b+c}{4}$

の算式により算定し、a、b、cのうちいずれか1又は2において100 dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定する。

(3) そしゃく機能障害の認定に当たっては、小腸機能障害を併せ持つ場合は、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

(4) 2から4については、該当する項目を○で囲むこと。